

令和5年度事業計画

I 基本方針

本協会が独自に実施する事業並びに静岡県及び静岡市から受託している事業を通じ、(公社)静岡県獣医師会と連携し、市町正会員の協力を得ながら県民の動物愛護思想の普及啓発を図り、人と動物の共存する豊かな環境づくりに寄与することを目的として事業を推進する。

II 重点事業

静岡県が策定した「静岡県動物愛護管理推進計画(2021)」の様々な施策を実施するに当たり、本協会が求められている役割を踏まえつつ、協力する。

- 1 動物愛護週間事業等を通じて、県民の動物愛護意識の高揚を図る。
- 2 静岡県被災動物救護計画に基づく被災動物救護体制の整備を推進する。
- 3 猫の殺処分頭数を減らすため、市町正会員・動物愛護ボランティア等が実施する飼い主のいない猫対策を積極的に支援するとともに、室内飼育を普及啓発する。
- 4 不幸な動物を増やさないため、飼い主に対して終生飼養・不妊去勢等を普及啓発するとともに、高齢飼い主に起因する諸問題に対応するための施策の実施に協力する。
- 5 県民及び動物愛護ボランティアなどへの情報発信を強化する。

III 実施事業

1 動物愛護思想の普及推進に関する事業

(1) 動物愛護週間事業の推進

- ア 動物愛護ボランティアパネル展の開催(新規)
 - ・動物愛護週間に合わせ、県庁にて動物愛護ボランティアパネル展を行い、動物愛護及びボランティア活動についての県民への周知を図る。
- イ 動物愛護週間に係る街頭キャンペーンの実施(再開)
 - ・JR静岡駅コンコース
- ウ 動物保護・愛護・長寿動物飼養功労者等の表彰
- エ 小中学生を対象とした動物愛護絵画・作文コンクールの開催
 - ・優秀作品賞受賞者の表彰及び優秀作品集の発刊
 - ・入賞(優秀)作品展示会の開催(東部・中部・西部地区で開催)
- オ 捨て猫等禁止チラシの作成・配布(新規)
 - ・罰則等を明記した捨て猫等禁止チラシを、市町会員を通じて捨て猫等の多い地域に重点的に掲出

(2) 支部事業

- ア 動物愛護教室の開催
- イ 福祉施設での動物ふれあい訪問活動の実施
- ウ 飼い主を対象としたペットの災害対策研修会の開催
- エ 犬と猫の飼い方教室の開催

- (3) 猫の適正管理推進モデル地区事業の実施
 - 予算を昨年度と同額とし、市町が行う事業を積極的に支援
- (4) ポッチとニャンチの愛の伝言板設置・運営事業
 - 新規設置を推進
- (5) 動物愛護に係るセミナー、啓発・広報活動
 - ア 不適切な猫の餌やり禁止等の条例に関するセミナー
 - イ 福祉部門と動物愛護部門との連携の手法に関するセミナー
 - ウ 動物病院へ行くべき基準や高齢ペットの飼養に関するセミナー
 - エ 動物由来感染症から家族・ペットの守り方に関するセミナー
 - オ ホームページの動画及び啓発用チラシ・パンフレット等による情報発信を強化
- (6) 新しい飼い主探しへの支援
 - 市町・企業・ボランティアが連携して行う動物譲渡会等への支援
- (7) 動物保護管理指導員活動の推進
 - ア 指導及び相談対応
 - 地域を巡回し、動物による危害の発生防止や適正飼養の指導、地域住民の飼い方相談などに対応
 - イ 支部事業等への参加・協力
 - ふれあい訪問活動などの支部事業や市町の実施する地域猫支援事業などに参加・協力
- (8) 動物愛護ボランティアへの支援
 - ア 法令改正や各種情報提供
 - イ 動物愛護ボランティアパネル展の開催（再掲）
- (9) 静岡県被災動物救護計画等推進のための事業の実施
 - ア 被災動物救護体制整備の推進
 - イ 地域の防災訓練への積極的参加
 - ウ 各種イベントにおけるペットの災害対策の周知
 - エ ペットとの同行避難、スタータキットに関するセミナー
- 2 動物の保護及び管理に関する事業
 - (1) 動物保護業務等受託事業
 - 問題のある飼い主等への個別訪問、指導の強化
 - (2) 負傷動物等保護収容措置事業
 - (3) 静岡県動物管理指導センター週休日管理事業
 - (4) 犬・猫適正飼養等相談業務
 - ア 所有者の判明しない犬・猫に関する相談の受付業務
 - イ 所有者の判明しない犬・猫の引取り及び運搬並びに収容業務
 - ウ 「子犬・子猫をゆずる会」に関する業務
 - エ 譲渡候補の犬・猫の育成・管理業務
 - (5) 静岡市動物愛護館指定管理業務受託事業
 - (6) 静岡市犬猫等死体取扱手数料徴収事務受託事業
- 3 その他目的を達成するために必要な事業
 - (1) 各種研修会・講習会等の開催
 - (2) 県が実施する諸事業への協力及び関係各種団体等との連携強化